

一般会計等貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

自治体名:蟹江町

会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	36,349	固定負債	10,901
有形固定資産	33,450	地方債	9,231
事業用資産	20,141	長期未払金	-
土地	14,263	退職手当引当金	1,670
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	15,466	その他	-
建物減価償却累計額	-10,092	流動負債	1,157
工作物	927	1年内償還予定地方債	832
工作物減価償却累計額	-438	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	181
航空機	-	預り金	144
航空機減価償却累計額	-	その他	-
その他	-	負債合計	12,058
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	16	固定資産等形成分	38,169
インフラ資産	13,051	余剰分(不足分)	-11,387
土地	6,187		
建物	210		
建物減価償却累計額	-106		
工作物	19,652		
工作物減価償却累計額	-12,938		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	47		
物品	1,729		
物品減価償却累計額	-1,472		
無形固定資産	69		
ソフトウェア	69		
その他	0		
投資その他の資産	2,830		
投資及び出資金	593		
有価証券	-		
出資金	593		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	39		
長期貸付金	4		
基金	2,194		
減債基金	-		
その他	2,194		
その他	3		
徴収不能引当金	-2		
流動資産	2,490		
現金預金	637		
未収金	35		
短期貸付金	63		
基金	1,757		
財政調整基金	1,163		
減債基金	594		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-2	純資産合計	26,782
資産合計	38,839	負債及び純資産合計	38,839

一般会計等行政コスト計算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日自治体名:蟹江町
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	11,422
業務費用	6,653
人件費	2,698
職員給与費	1,743
賞与等引当金繰入額	181
退職手当引当金繰入額	131
その他	643
物件費等	3,763
物件費	2,529
維持補修費	302
減価償却費	932
その他	-
その他の業務費用	192
支払利息	33
徴収不能引当金繰入額	3
その他	156
移転費用	4,769
補助金等	2,332
社会保障給付	1,329
他会計への繰出金	1,107
その他	1
経常収益	435
使用料及び手数料	104
その他	331
純経常行政コスト	10,987
臨時損失	-
災害復旧事業費	-
資産除売却損	-
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	93
資産売却益	93
その他	-
純行政コスト	10,894

一般会計等純資産変動計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

自治体名:蟹江町

会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目	合計		
	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	26,844	38,328	-11,484
純行政コスト(△)	-10,894		-10,894
財源	10,830		10,830
税金等	7,937		7,937
国県等補助金	2,894		2,894
本年度差額	-64		-64
固定資産等の変動(内部変動)		-160	160
有形固定資産等の増加		512	-512
有形固定資産等の減少		-940	940
貸付金・基金等の増加		1,030	-1,030
貸付金・基金等の減少		-762	762
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	1	1	
その他	-	-	
本年度純資産変動額	-63	-159	97
本年度末純資産残高	26,782	38,169	-11,387

一般会計等資金収支計算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日自治体名:蟹江町
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	10,493
業務費用支出	5,574
人件費支出	2,554
物件費等支出	2,831
支払利息支出	33
その他の支出	156
移転費用支出	4,919
補助金等支出	2,482
社会保障給付支出	1,329
他会計への繰出支出	1,107
その他の支出	1
業務収入	11,148
税込等収入	7,931
国県等補助金収入	2,781
使用料及び手数料収入	104
その他の収入	331
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	655
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,514
公共施設等整備費支出	512
基金積立金支出	941
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	61
その他の支出	-
投資活動収入	944
国県等補助金収入	112
基金取崩収入	649
貸付金元金回収収入	63
資産売却収入	120
その他の収入	-
投資活動収支	-569
【財務活動収支】	
財務活動支出	800
地方債償還支出	800
その他の支出	-
財務活動収入	577
地方債発行収入	577
その他の収入	-
財務活動収支	-224
本年度資金収支額	-138
前年度末資金残高	631
本年度末資金残高	492
前年度末歳計外現金残高	132
本年度歳計外現金増減額	13
本年度末歳計外現金残高	144
本年度末現金預金残高	637

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年～50 年

工作物 6 年～60 年

物品 3 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっております。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取

引を除きます。)

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（蟹江町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産

として計上しています。

ソフトウェアについては、取得価額が 300 万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10% 未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地取得特別会計

コミュニティ・プラント事業特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	4.7%
将来負担比率	57.9%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 - 百万円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 - 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算において、財産収入として措置されているもの

イ 内訳

該当なし

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 8,340 百万円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 7,918 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	683 百万円
将来負担額	17,135 百万円
充当可能基金額	4,602 百万円
特定財源見込額	- 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	8,340 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 410 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	13,291 百万円	12,799 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	118 百万円	118 百万円
繰越金に伴う差額	△631 百万円	-
会計間の繰入れ・操出し等の相殺消去に伴う差額	△111 百万円	△111 百万円
資金収支計算書	12,668 百万円	12,806 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得特別会計、コミュニティ・プラント事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	655 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	112 百万円
未収債権額の増加（減少）	2 百万円
減価償却費	△932 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△13 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	19 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	0 百万円
資産除売却益（損）	93 百万円

純資産変動計算書の本年度差額 △64 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,000 百万円
一時借入金に係る利子額	- 百万円